七　次に掲げる地点の間で供用されている区間（浜田市治和町にある一般国道九号と島根県道三百五号との交点を経由するものに限る。）
イ　浜田市原井町にある一般国道九号同士の交点
ロ　同市西村町にある一般国道九号同士の交点
八　次に掲げる地点の間で供用されている区間
イ　益田市遠田町にある一般国道九号同士の交点
ロ　同市須子町にある一般国道九号同士の交点

別表第三の十九の項を次のように改める。

十九	一般国道二十号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都中央区日本橋一丁目にある一般国道二十号の起点 ロ　同都世田谷区大原一丁目にある一般国道二十号と東京都道三百十八号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都新宿区内藤町にある一般国道二十号と東京都道三百五号との交点 ロ　同区新宿四丁目にある一般国道二十号同士の交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　大月市大月町花咲にある高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と一般国道二十号との交点 ロ　甲州市勝沼町上岩崎にある高速自動車国道中央自動車道西宮線と一般国道二十号との交点

別表第三の二十九の項を次のように改める。

二十九	削除	

別表第三の三十一の項及び三十二の項を次のように改める。

三十一	一般国道四十一号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　美濃加茂市御門町二丁目字赤池上にある一般国道四十一号と一般国道二百四十八号との交点 ロ　岐阜県加茂郡川辺町石神字東関にある一般国道四十一号と一般国道四百十八号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間（富山市布尻を経由するものを除く。） イ　富山市庵谷にある一般国道四十一号同士の交点 ロ　同市檜原にある一般国道四十一号同士の交点
三十二	一般国道四十二号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　松阪市虹が丘町にある一般国道四十二号と三重県道五十九号との交点 ロ　同市下蛸路町字里中にある一般国道四十二号と三重県道五十九号との交点

二　次に掲げる地点の間で供用されている区間（熊野市飛鳥町小坂にある一般国道四十二号と一般国道三百九号との交点を経由するものに限る。）
イ　尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曽越にある一般国道四十二号同士の交点
ロ　熊野市大泊町字向芝にある一般国道四十二号同士の交点

別表第三の三十四の項を次のように改める。

三十四	一般国道四十五号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間（気仙沼市唐桑町字境にある一般国道四十五号と宮城県道二百三十九号との交点を経由するものに限る。） イ　気仙沼市唐桑町字只越にある一般国道四十五号同士の交点 ロ　同市唐桑町字舘にある一般国道四十五号同士の交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間（大船渡市三陸町越喜来所通にある一般国道四十五号と岩手県道九号との交点を経由するものに限る。） イ　大船渡市立根町字大畑野にある一般国道四十五号同士の交点 ロ　同市三陸町吉浜にある一般国道四十五号同士の交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間（岩手県下閉伊郡田野畑村七滝にある一般国道四十五号と田野畑村道古舘石線との交点を経由するものに限る。） イ　岩手県下閉伊郡田野畑村管窪にある一般国道四十五号同士の交点 ロ　同村尾肝要にある一般国道四十五号同士の交点 四　次に掲げる地点の間で供用されている区間（岩手県下閉伊郡普代村第十三地割にある一般国道四十五号と岩手県道四十四号との交点を経由するものに限る。） イ　岩手県下閉伊郡普代村第十一地割にある一般国道四十五号同士の交点 ロ　同村第十六地割にある一般国道四十五号同士の交点

別表第三の四十一の項及び四十二の項を次のように改める。

四十一	一般国道五十二号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　甲斐市竜王にある一般国道二十号と一般国道五十二号との交点 二　甲府市丸の内二丁目にある一般国道五十二号の終点
四十二	削除	

別表第三の五十六の項を次のように改める。

五十六	削除	

別表第三の六十三の項を次のように改める。

六十三	一般国道百八十号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　岡山市北区楢津にある一般国道百八十号同士の交点 ロ　同区一宮山崎にある一般国道百八十号と岡山市道松尾楢津線との交点